

税務相談室

医療法人と生命保険

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問：医療法人には、法人の財産上の損失または役員や従業員の死亡等に伴い、経済上の不測の損失を補って安定した経営を続けて行くという使命があります。

このようなことから、医療法人が法人を契約者および保険金受取人とした生命保険に加入した場合のその保険料の支払いおよび満期受取の際の税務についてご教示下さい。

お答え：法人税法基本通達で保険料を支払った場合等について、その取り扱いが明確にしておりますので、簡単にご説明いたします。

生命保険の種類

法人が、役員や使用人またはそれらの親族を被保険者として生命保険に加入することがあります。これらの保険には、被保険者が死亡したときまたは保険期間が満了したときに死亡保険金または満期保険金が支払われる保険、いわゆる「養老保険」があります。

また、一定期間内に被保険者が死亡した場合にのみ保険金が支払われる生命保険、いわゆる「定期保険」があります。

そして、養老保険と定期保険の両者の性格を併せ持った『定期付養老保険』があります。

今回は紙面の都合で、養老保険と定期保険の保険料を支払った場合と保険金を受取った場合について、法人税法基本通達に基づいてご説明します。

養老保険 法基通9-3-4

法人が役員および使用人の退職に備えて養老保険に加入することは広く行われております。最近の養老保険の加入の傾向は、主契約だけ加入する

契約は極めて少なく、入院特約等の特約保険料を支払っている例が多くなっています。

1. 支払保険料

法人が、普通養老保険料と特約保険料を支払っている場合は、養老保険の掛金は全額資産に計上し、特約保険料だけを損金算入します。

2. 満期保険金

法人が、普通養老保険の満期により、満期保険金を受取った場合は、満期保険金より支払保険料の累計額を控除した金額を益金または損金の額に算入することになります。

なお、死亡保険金および生存保険金のいずれについても、被保険者またはその遺族が受取人になっている場合には、その支払った保険料は、被保険者たる役員または使用人に対する給与となります。

3. 死亡保険金

満期保険金の場合と同様に、死亡保険金の金額と死亡事故発生までの掛金の累計額との差額を益金の額に算入することになります。

定期保険 法基通9-3-5

この保険は、養老保険と異なり、定期保険では一定期間内に被保険者が死亡した場合にしか保険金は支払われません。法人が自己を契約者とし、役員または使用人(これらの者の親族を含む)を被保険者とする定期保険に加入した場合の支払保険料および死亡保険金については次のとおりです。

1. 死亡保険金の受取人がその法人の場合

その支払った保険料は法人の損金に算入し、受取った保険金は法人の益金にします。

2. 受取人が被保険者の遺族である場合

その支払った保険料は、原則として、法人の損金に算入することができます。ただし、この場合であっても、その対象者が役員、部課長など特定の使用人のみを対象としているときには法人の支払う保険料は、それらの者に対する給与となりますのでご注意ください。

定期付養老保険 法基通9-3-6

主契約の養老保険に定期保険をセットにした保険契約です。内容は省略します。